

北海道小平高等養護学校

生徒の服装に関する規定

- 1 登下校の際は、学校が定める制服を着用する。
- 2 夏季、冬季それぞれ学校が定める制服を着用する。
 - (1) 冬服期間は、およそ10月1日から5月31日までとする。
 - (2) 夏服期間は、およそ6月1日から9月30日までとする。
 - *詳細は年間行事予定を参照する。
 - *気温を見て変更可能とする。
 - その場合には、生徒指導主事より関係部署に事前に連絡する。
 - (3) 冬服について
 - 1型制服は、指定ブレザー・スラックス・ネクタイ、白無地の長袖ワイシャツ。
 - 2型制服は、指定ブレザー、キュロットスカート・リボン、白無地の長袖ブラウス、黒無地のストッキング。ワイシャツ、ブラウスともに、襟の形は「レギュラーカラー」とする。
 - (4) 冬服期間、防寒の観点から黒無地のストッキングの上に紺のハイソックスを着用することを認める。ただし、儀式的行事の場合はハイソックスの着用は認めない。
 - (5) 冬服期間は、指定ブレザーの下にニットベスト又はカーディガンを着用することを許可する。ただし、白、黒、紺、灰色の無地の物とする（ワンポイント可）。
 - (6) 夏服について
 - 1型制服は、スラックス、白無地のワイシャツ。2型制服は、キュロットスカート、白無地のブラウス、紺のハイソックス。
 - (7) 夏服期間は、ワイシャツ又はブラウスの代わりに半袖ポロシャツを着用することを許可する。ただし、白無地の物とする（メーカーなどのワンポイントは小さいものであれば許可する。
 - (8) 夏服期間は、ネクタイ又はリボンを着用しなくてもよい。ただし、校外に出る場合は、ワイシャツ又はブラウス、ネクタイ又はリボンを着用する。
 - (9) 夏服期間は、ニットベストの着用を許可する。（白、黒、紺、灰色の無地の物とする（ワンポイント可）。
 - (10) 夏服期間であっても、気温が低い場合や天候によってはブレザーの着用を認める。そのため、夏服期間であっても指定ブレザーは寄宿舎に置くこととする。
- 3 1型制服は、ワイシャツの下に白無地の肌着またはＴシャツを着用する。2型制服は、ブラウスの下に無地の肌着（白、黒、紺、灰色の物）を着用する。また、両制服ともに下着が透けないよう留意する。
- 4 化粧品の持参及び化粧はしない。

その他カラーコンタクト、マニキュア、指輪、ネックレス、ペンダント、ピアス、イヤリング等のアクセサリーは、身に付けない。
- 5 髪を縛るときは、原則としてゴムを使用する。ただし、シュシュは髪を縛るために使用する場合のみ認める（手首に付けることは認めない。色は黒紺で統一する。）カチューシャは、認めない。
- 6 寄宿舎では、ミニスカートやショートパンツを着用することを認めない（膝が隠れる物であれば可）。

(平成27年1月一部改定)

(平成30年4月一部改定)

(令和元年5月一部改定)

(令和6年4月一部改定)

(令和7年4月一部改定)